

いわゆる帰属清算における不足額の通知について否認権が成立するとされた事例 (大阪地裁令和元年12月20日判決)

田中宏岳

Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら 

1 事案の概要

本件は、破産者が自動車の販売会社(A社)から購入した自動車(本件自動車)について、契約に基づいて、自動車の購入代金を立替払いした信販会社(B社)が、本件自動車にかかる所有権留保に基づき、自動車を破産者から引き揚げ、本件自動車を査定し、破産者に不足額(未払の立替払金債権等と自動車の評価額の差額)を通知した行為について、破産管財人が、破産法162条1項1号により否認権の行使を主張した事案です。

大まかな事実関係は、以下のとおりです。

- ① 破産者、A社(販売会社)及びB社(信販会社)の三者で立替払契約締結(破産者が自己に代わってA社に立替払することをB社に委託し、B社がA社に自動車購入代金を一括して支払う。破産者はB社に対して毎月分割で立替払分に分割手数料を加算した金額を支払う。「本件立替払契約」。)

本件立替払契約には、以下の条項がある。

- (ア)破産者は、自動車の登録名義のいかんを問わず、A社に留保されている自動車の所有権が、B社がA社に立替払したときにはB社に移転し、立替払契約に基づく債務を完済するまでB社に留保されることを承諾する。
- (イ)破産者の立替払債務の支払不履行により、B社が本件自動車の引渡しを受けたときは、B社は、一般財団法人日本自動車査定協会等の評価基準に基づく評

価額等をもって、本件立替払契約に基づく一切の債務等の弁済に充当することができる。

- (ウ)上記充当後、不足額があるときは、破産者は直ちにこれをB社に支払い、余剰金があるときは、B社は、破産者のB社に対する本件立替金等債務以外の債務等に充当することができ、なお余剰があるときはこれを破産者に返還する。
- ② 本件自動車について、所有者をA社、使用者を破産者とする新規登録。
- ③ B社によるA社への立替払実行+破産者からB社への毎月の支払開始。
- ④ 破産者の債務不履行+破産者からB社へ本件自動車の引き渡し。
- ⑤ 破産者の代理人弁護士が、B社に対して受任通知送付。三支払停止。
- ⑥ B社から破産者へ、不足額通知(本件不足額通知)を送付し、破産者に対し、不足額として、72万2356円を支払うよう請求。
- ⑦ 破産者について、破産手続開始。

2 本件不足額通知を否認できるか?

破産法162条1項においては、既存の債務についてされた債務の消滅に関する行為(典型的には弁済行為)は、破産者の支払不能後になされた場合は、債権者間の公平を害するものとして、否認権の対象となり、破産管財人は取引を巻き戻すことができます。

本件では、B社が本件自動車の所有権留保に基づいて自動車を引き揚げ、その評価額を自己の債権へ充当したという一連の行為は問題なく、債務の消滅に関する行為として否認権の対象となります。ところが、上記の事実関係のとおり、破産者が本件自動車をB社へ引き渡した時点(前提事実④)では、破産者は支払停止(前提事実⑤)の状態ではありませんでした。支払停止とは、ざっくり申し上げると、支払不能の状態であることを外部的に表明する行為であり、自らもう債務を支払えないと外部に表明している以上、支払不能であることが推定され(破産法162条3項)、否認権の行使がしやすくなります。したがって、実務的には、破産管財人が否認権を行使するうえでは、支払停止がいつであったかについて強い関心を持ち、支払停止後の行為を問題とすることが多いといえます。

そういった次第で、本件では、支払停止より前から始まっている一連の引き揚げ行為等を問題とするのではなく、支払停止より後で生じたことが明らかな、本件不足額通知の送付(前提事実⑥)を否認対象行為として措定されたものと推察されます。

では、このような、債権者による通知の送付行為は、破産者自身によりなされた債務の消滅行為といえるのでしょうか。この問題について、大阪地裁は、結論、以下のように述べて、否認の対象行為となると判示しました。

「上記事実によれば、本件立替払契約においては、被告(※B社)は本件立替金等債務を担保するために留保された所有権を有するにすぎず、同担保部分を除くと、本件自動車の実質的な所有権は破産者が有していたというべきであり、本件不足額通知により、破産者が実質的な所有権を有する本件自動車の評価額等をもって、本件立替金等債務の弁済に充当されたものと認めるのが相当である。また、本件不足額通知は、本件立替払契約12条(2)及び(3)(前記前提事実(2)オ)(※①(イ)(ウ)の定め)により予定された行為であって、破産者の行為と同視することができるものである。

したがって、本件不足額通知は、「債務の消滅に関する行為」に該当する。」

本件では、前提事実①(イ)(ウ)のとおり、所有権留保の対象となる自動車の清算方法として、いわゆる帰属清算方式(自動車の所有権をいったん担保権者に帰属させ、その評価額でもって未払債務に充当する方式)が約定されており、たとえ破産者の行為が介在しておらずとも、不足額の通知自体が明確な清算方法であることから、「債務の消滅に関する行為」として否認対象となると判断したものと考えられます。

3 B社による自動車所有権留保の実行は許容されるか？

ところで、仮に上記のように、本件不足額通知が債務の消滅に関する行為であるとしても、B社が本件自動車について正当な所有権留保を有しておれば、破産手続の下においても、その所有権留保の行使は許容され、本件自動車を取得することができるはずですが。

もともと、そもそもB社が破産手続において、所有権留保を対抗できるかは問題となります。なぜなら、前提事実②のとおり、本件自動車の所有権は、B社ではなく、A社を所有者とされており、自動車の登録名義が販売会社に残っている場合に、B社のような信販会社が、その所有権留保を破産管財人に対抗できるかは、非常に大きな問題でした。

この問題について本稿で深く立ち入ることはいたしません。現在の最高裁の到達点としては、①本件のようなB社の債権のように、単に立替払をした債権(自動車の購入代金債権)のみならず、B社自身の分割手数料(前提事実①)の債権を担保するために自動車の所有権留保を主張することは、自動車の登録名義なしにはできない(最判平成22年6月4日参照)、②そうではなく、自動車の購入者の保証人が、保証債務の履行(弁済による代位)の結果として、A社名義の所有権留保を行使することは、許容される(最判平成29年12月7日)とい

うものです。

現在、自動車の信販会社の約款は、②のようにA社名義での所有権留保行使を可能とするような方式(いわゆる集金委託方式)とされていることが多いですが、場合によっては、本件

のような立替払方式のものも残っていることがあります。倒産手続において、自動車の所有権留保を主張される場合には、常に約款や権利関係に立ち返って考察するようにしています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)